

# 居宅介護支援重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

## 1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-286-1212 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当

\* ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2、鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所の概要

### (1) 事業所の名称等

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 事業所名        | 鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所            |
| 所在地         | 埼玉県鶴ヶ島市上広谷8-15         |
| 介護保険指定番号    | 居宅介護支援(埼玉県1116200224号) |
| 通常の事業の実施地域* | 鶴ヶ島市                   |

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

| 職種      | 業務内容                   | 常勤   | 非常勤 |
|---------|------------------------|------|-----|
| 管理者     | 従業者と業務の管理及び居宅介護支援を行います | 1名   |     |
| 介護支援専門員 | 居宅介護支援を行います            | 2名以上 |     |

### (3) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

|      |  |
|------|--|
| 営業日  | 月曜日から土曜日まで(祝祭日も営業します)<br>ただし12月30日～1月3日までを除く |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時30分まで                           |

## 3、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの内容と流れ

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
- (2) 課題分析の実施
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
- (4) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- (5) 居宅サービス計画の説明、同意、交付
- (6) 居宅サービス計画の実施状況の把握

| 内 容  | 提 供 方 法  |
|--|--|
| <p>(1)<br/>利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応</p> | <p>①当事業所内相談室において行います<br/>②必要に応じて利用者の居宅を訪問します。<br/>③居宅介護支援に関する契約を締結します。<br/>④サービス事業者の選択については、利用者及びその家族の希望を踏まえつつ公正中立な立場で総合的かつ効率的に提供されるように努めます。</p>   |
| <p>(2)<br/>課題分析の実施</p>                     | <p>①課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。<br/>②解決すべき課題の把握（アセスメント）は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。<br/>③使用する課題分析表の種類は、独自方式です。</p>   |
| <p>(3)<br/>居宅サービス計画原案の作成</p>               | <p>利用者及びその家族の希望とアセスメントに結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画書の原案を作成します。</p>  |
| <p>(4)<br/>サービス担当者会議等による専門的意見の聴取</p>       | <p>居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、又は担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、各担当者より専門的見地からの意見を求めます。</p>   |
| <p>(5)<br/>居宅サービス計画の説明、同意、交付</p>           | <p>①居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象の可否を判断した上で、居宅サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。<br/>②作成した居宅サービス計画を交付します。</p>  |
| <p>(6)<br/>居宅サービス計画の実施状況の把握</p>            | <p>①居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。<br/>②少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。<br/>③少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p> |

#### 4、利用料金

##### (1) 利用料（居宅サービス計画の作成料）地域区分6級地

要介護認定を受けられた方は、全額保険給付されるので自己負担はありません。

##### 基本単価

|          | 単位数 (1単位10.42円) | 利用料     |
|----------|-----------------|---------|
| 要介護1・2   | 1,076単位         | 11,211円 |
| 要介護3・4・5 | 1,398単位         | 14,567円 |

##### 加算単価

|                         |       |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 特定事業所加算(Ⅱ)              | 407単位 | 4,240円 |
| 特定事業所加算(Ⅲ)              | 309単位 | 3,219円 |
| 初回加算                    | 300単位 | 3,126円 |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ)            | 200単位 | 2,084円 |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ)            | 100単位 | 1,042円 |
| 退院・退所加算(Ⅰ)イ             | 450単位 | 4,689円 |
| 退院・退所加算(Ⅰ)ロ             | 600単位 | 6,252円 |
| 退院・退所加算(Ⅱ)イ             | 600単位 | 6,252円 |
| 退院・退所加算(Ⅱ)ロ             | 750単位 | 7,815円 |
| 退院・退所加算(Ⅲ)              | 900単位 | 9,378円 |
| ターミナルケアマネジメント加算         | 400単位 | 4,168円 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算(月に2回限度) | 200単位 | 2,084円 |
| 通院時情報連携加算(月に1回限度)       | 50単位  | 521円   |

\*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき以下の解約料と同等の金額をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この指定居宅介護支援提供証明書を後日、市の窓口に出しますと全額払戻を受けられます。

##### (2) 解約料

利用者及びその家族はいつでも契約を解約することができますが、以下の場合、解約料を請求させていただく場合があります。

##### <請求する場合>

利用者及びその家族のご都合により契約を解約した場合、下記の料金をいただきます。

|                                   |                    |                    |
|-----------------------------------|--------------------|--------------------|
| 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合        | 要介護1・2<br>要介護3・4・5 | 11,211円<br>14,567円 |
| 保険者(区市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合 | 解約料金は一切かかりません      |                    |

## 5、居宅介護支援に関する事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師又は歯科医師に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

## 6、サービス内容に関する相談、苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談、苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情を承ります。

担当 管理者 鷺尾 亜希子  
電話 049-286-1212

### (2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

鶴ヶ島市 健康福祉部 介護保険課 電話 049-271-1111  
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係 電話 048-824-2568

## 7、事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を残します。
- (3) 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8、秘密の保持

- (1) 従業員に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持し、従業員である期間及び従業員でなくなった場合等においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めています。

## 9、当事業所の概要

|           |  |
|-----------|--|
| 名称・法人種別   | 医療法人社団 満寿会   |
| 事業所名      | 鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所  |
| 代表者役職・氏名  | 理事長 小川 越史  |
| 所在地       | 埼玉県鶴ヶ島市上広谷8-15   |
| 連絡先（電話番号） | 049-286-1212   |
| 法人内事業所数   | 介護老人保健施設 1カ所<br>居宅介護支援 1カ所<br>短期入所療養介護 1カ所<br>通所リハビリテーション 2カ所<br>訪問看護 1カ所<br>訪問リハビリテーション 1カ所<br>地域包括支援センター 1カ所 |

## 10、24時間連絡体制の対応

当事業所は、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者様のご連絡に対応する体制を取らせて頂いております。

営業時間 月曜から土曜日 午前8時30分～午後5時30分まで  
**電話番号 049-286-1212**

営業時間外 連絡先 **080-1413-6754**

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県鶴ヶ島市上広谷8番地15  
名称 医療法人社団 満寿会  
説明者 鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所

担当

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者

住所

氏名

代理人（民法第99条における法定代理人等）

住所

氏名

家族の代表等

住所

氏名